

# 會 告

下記の件御通知致します

## 趣 意 書 學術體制刷新委員會

### 日本學術會議及び同會議會員選舉について

今回日本學術會議法が制定され、この法律により新たに日本學術會議が設立されることになった。そのため、本年12月20日を期して同會議會員選舉が行われる。

#### I 日本學術會議について

(一) 日本學術會議設立の目的 わが國が、この荒廢した國土の上に、健全な文化國家として再興すると共に世界平和に貢献し得るためには科學の力が最も有効に活用されなければならない。わが國從來の學術體制に根本的な検討を加え、新たな構想の下に全國科學者の總意總力を餘すところなく結集し得る新組織を確立することは、この目的達成の基本的な前提条件である。日本學術會議は、まさにこのために設立されるものであり、これに伴い現在の日本學士院、學術研究會議は廢止されることになった。

(二) 日本學術會議の概要 1. 日本學術會議は、國の内外に對するわが國科學者の代表機關であつて、科學に關する重要事項を審議し、その實現に努力すると共に研究の連絡を圖り、その能率を向上させることを任務とする。 2. 日本學術會議は、科學に關する研究費・補助金の交付、その他専門科學者の検討を要する重要施策について政府の諮問を受け、又科學の振興及び技術の發達に關する方策、科學を行政、産業及び國民生活に反映浸透させる方策等について政府に勧告する。 3. 日本學術會議は、一定の資格を有する全國科學者（ここにいう科學者とは人文・社會・自然諸科學の基礎・應用のすべての部門に屬する研究者及び技術の研究者をいう。）の選舉によつて選出された會員210人を以つて組織する。會員の任期は3年（第1回に限り2年）である。 4. 日本學術會議には、定員それぞれ30人ずつの次の7部が置かれる。

人文科學部門 第1部（文學、哲學、史學）、第2部（法律學、政治學）、第3部（經濟學、商學）

自然科學部門 第4部（理學）、第5部（工學）、第6部（農學）、第7部（醫學、齒學、藥學）

5. 日本學術會議に、學術上の功績顯著な科學者を優遇するために、日本學士院を置き、日本學術會議が選定する終身會員150人を以つて組織する。但し、現在の日本學士院會員は、引續き新日本學士院の會員となる。 6. 日本學術會議は、内閣總理大臣の所轄であつて、その經費は國庫が負擔する。

(三) 日本學術會議法成立の經過 昨年8月、全國科學者の民主的選舉によつて選ばれた委員108人よりなる本學術體制刷新委員會が組織された。本委員會はわが國の新學術體制の立案につて慎重審議し、本年4月その成案を内閣總理大臣に報告した。政府は、これに基いて、日本學術會議法案を國會に提出し、7月10日その制定公布を見るに至つたものである。

#### II 第1回日本學術會議會員選舉について

日本學術會議法により第1回會員の選舉は、本學術體制刷新委員會がこれを行うことになった。本委員會は、そのために選舉管理會を設け、有權者の資格審査、選舉の實施、投票の効力の決定その他選舉に關する事務を行わせることにした。

(一) 選舉期日 本年12月20日の豫定である。

(二) 有權者の資格及び選舉權の行使 有權者（會員の選舉權及び被選舉權を有する者）の資格は、次の通りである。 1. 有權者は、科學又は技術の研究者であることが、研究論文若しくは業績報告又はこれに代るべき所屬の學會若しくは研究機關の責任者の證明により、客觀的に證明されるものであつて、かつ次の資格の一つを有する者でなければならない。(イ) 大學卒業後2年（來る12月20日現在）以上の者。(ロ) 専門學校又はそれと同等以上の學校卒業後4年（來る12月20日現在）以上の者。(ハ) その他研究歴5年（來る12月20日現在）以上の者。 2. 有權者として選舉權を行使するためには、本委員會事務局に登録用カードを提出して、選舉管理會により有權者と認定され、事務局に備えた各部毎の名簿に登録されなければならない。

(三) 登録の方法 有權者の資格を有すると思われる者は、速かに左記あて登録用カード用紙を請求された。東京都臺東區上野公園、日本學士院内 學術體制刷新委員會事務局

登録用カード提出の締切は、來る10月10日である。但し、選舉管理會は、その認定する學會又は研究機關に對して、それぞれの所屬會員又は成員中有權者の資格ありと認められる者の名簿の提出を求め、その名簿に基づいて、事務局から登録用カード用紙を送付することになつてゐる。したがつて、これに該當する者は、直接登録用カード用紙を請求されるには及ばない。若しその名簿に記載されたか否かを知りたい場合には、所屬學會又は研究機關に問合せられたい。かくの如く科學者の選舉によつて最高の代表機關を作るということは、わが國では勿論外國でも例のないことである。したがつて、如何なる日本學術會議が成立するかは、國內のみでなく外國の學界でも大いに注目している。すべての有資格者が一人残らず登録して選舉權を行使し、日本學術會議設立の目的にふさわしい會員の選出に協力されるよう切望する。

#### 附 記

1. 日本學術會議及び第1回日本學術會議會員選舉の詳細については左記を参照されたい。

昭和23年7月10日付官報所載 日本學術會議法  
同 7月31日付同 第1回日本學術會議會員選舉規則  
學術體制刷新委員會選舉管理會規則

2. 選舉に關する行事豫定

|            |                 |         |           |
|------------|-----------------|---------|-----------|
| 昭和23年9月10日 | 學會、研究機關提出名簿受付締切 |         |           |
| 10月10日     | 有權者登録用カード受付締切   | 10月20日  | 有權者資格審査完了 |
| 自10月25日    | 至10月29日 有權者名簿縦覽 | 11月20日頃 | 投票用紙發送    |
| 12月20日     | 選舉期日            | 12月23日頃 | 當選者公示、告知  |
| 昭和24年1月20日 | 日本學術會議成立        |         |           |